

大分県保育士就職準備金貸付事業に関する Q&A

よくあるご質問（貸付条件、申請等に関すること）

問1 貸付を受けられるのはどんな人ですか。

（答）大分県内に住民登録している方で（※）、保育士資格を有しているものの、保育士として勤務していない方が、これから保育士として大分県内で保育業務に従事しようとする方が対象となります。

※)申請時において申請者、又はその配偶者若しくは一親等の親族が大分県内に住民登録している方。

問2 「保育士就職準備金」は返さなくてもよいお金ですか。

（答）「保育士就職準備金」は貸付制度(借りるもの)です。大分県内で2年間保育業務に従事する（※）ことで借り受けた就職準備金の返済が全額免除されますが、2年間を継続して保育業務に従事できなかった場合など、返還免除の要件に該当しない場合は返還していただくことになります。

※従事期間の算入には週20時間以上の勤務期間を要します。

問3 正社員として就労しなければなりませんか。

（答）正規、非正規などの雇用形態は問いません。週の労働時間が20時間以上を要件とします。非正規雇用のかたは、週20時間以上の所定労働時間を確認できる証明書「雇用契約書」等の写しが必要です。（勤務時間の記載が必要です）

問4 現在、パートにて就業(週20時間の勤務を要していない)している施設で、今月から正社員として就業することになりましたが貸付を受けられますか。

（答）貸付は受けられません。雇用形態が変わったとしても、同施設ですでに継続して従事されているため該当しません。

問5 3月に養成校を卒業し、4月から初めて保育士として社会人として就業することになった場合は申請できますか。

（答）申請できません。保育士養成施設の卒業予定者や、新規卒業者で新保育士として就業する方は貸付対象者にはなりません。また、保育修学資金貸付の貸付けを受けた方は対象外です。

問 6 貸付対象者の要件に、②「保育士登録後 1 年以上経過した方」とありますが、卒業時(3 月)に登録し 1 年間保育士業務に従事しておらず、1 年後の 5 月より初めて保育業務に従事しようとする場合は対象となりますか。

(答) 卒業時に保育士登録し、その後 1 年以上経過している。保育資格を有しているものの保育士として勤務していなかった方は潜在保育士に該当するため対象となります。

問 7 保育士証が旧姓のままですが申請できますか。

(答) 保育士証が旧姓のままではご本人であることが確認できません。速やかに保育士登録事務処理センター (03-3262-1080) にご連絡のうえ、氏名変更の手続きを行ってください。(郵送での手続き)。すでに手続き中であれば、旧保育士証の写し、または変更手続きの申請書等の写し、戸籍抄本を提出していただき本人確認を行います。その後新しい保育士証が届いたら速やかに写しを提出してください。

問 8 「保育士(保母)資格証明書」を持っています。貸付は受けられますか。

(答) 児童福祉法の改正により、平成 15 年 11 月 29 日から保育士の定義が変わりました。

保育士(保母)資格証明書を持っても、保育士として働くことが出来なくなりました。「保育士」として働くには、その業務に就く前に、都道府県知事に対して登録申請手続きを行ない、保育士証の交付を受けることが必要となりました。保育士証の交付を受けてはじめて保育士として働くことができます。

よって、資格証明書をお持ちの方は、「登録事務処理センター」(03-3262-1080) にご連絡のうえ郵送での手続きをしなくてはなりません。インターネットにて「保育士登録申請手続き」と検索し、手続きを行なってください。

問 9 貸付金の使途を証明する領収書などの提出は必要ですか。

(答) 申請する際に、使途を明記してください。領収書等は必要ありません。

ただし、貸付金の使途に疑義がある場合は確認させていただくことがあります。

<貸付金の使途として認めるもの…就業するに必要なもの>

就職する際に必要な被服費(施設ユニフォーム)、図書費用、通勤に使用する自転車、バイクの購入費用、研修会費、県外からの転居費用等

<資金使途として認められていないもの>

家具、家電製品、時計等

問 10 前職の離職日の確認できる書類とは、離職票以外になにがありますか。

(答) 前職を退職してから期間があいており退職証明書や離職票が手元にない場合は、最寄りのハローワークにて「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」を取得し代用してください。詳しくは、お問い合わせください。

問 11 連帯保証人は必ず必要ですか。配偶者は連帯保証人になれますか。

(答) 連帯保証人は必ず 1 名は必要です。配偶者を連帯保証人にすることは可能です。(保証能力のある成年者。)

問 12 借用証書に貼る収入印紙はどこで購入できますか。

(答) 郵便局の窓口や、コンビニで購入できます。コンビニでは 200 円印紙しか取り扱いがない場合がありますので 200 円の収入印紙を複数枚購入し、各印紙にまたがって消印するようお願いします。



問 13 妊娠・出産を理由に退職した場合は返還となりますか。

(答) 退職日の属する月の翌月から子が 1 歳に達する日の属する月末までを育児期間とし、その後再就職することを条件として猶予することができます。ただし、個人的な理由での期間延長は認められません。再就職後、2 年間に満たない期間を業務従事することで返還免除の対象となります。再就職しない場合は返還となります。

問 14 貸付期間中に産休・育休を取得することはできますか。どのしたらよいですか。

(答) 貸付期間中に産休・育休を取得することは可能です。ただし、この貸付は原則として 2 年間継続して業務に従事する方を対象としています。

産休・育休を取得する場合は、所定の届出書類を提出していただく必要があります。その場合、復職後に休職前と併せて 2 年間を従事することで返還免除の対象となります。(産休・育休期間は業務従事期間に含まれません。) 復職せずに退職される場合は貸付金を返還いただくこととなります。なお、復職後に雇用条件が変更されるなど、就業時間が週 20 時間以上を満たさない場合は業務従事期間に算入されませんのでご注意ください。

問 15 貸付を受けた後に、別の保育施設等へ転職することは可能ですか。

(答) 業務の従事にあたっては、同一保育施設での 2 年間でなくてもよいです。退職後、1 か月以内に免除対象となる別の保育施設に再就職することで引き続き業務に従事していると認められます。しかし、再就職までの期間が理由もなく 2 か月以上空く場合や、免除対象外の施設に就職した場合は返還となります。

問 16 貸付を受けた後に、1 年 3 か月保育士として就労した後、自己都合で退職し、その後は保育士として働く意思はなく就業していない場合は返還となりますか。

(答) 全額免除となる要件は 2 年間に継続して保育士として業務に従事することですので、その要件を満たさず自己都合により退職した場合は全額返還となります。